（第三面）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

［建築物に関する事項］

（略）

【６．建築物の用途】
□非住宅建築物　□一戸建ての住宅　□共同住宅等　□複合建築物

（略）

【11．法附則第３条の適用の有無】
□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）
□無

【12．基準省令附則第２条の適用の有無】
□有（国土交通大臣が定める基準に適合するもの）
□無

【13．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】
□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）
□無

（略）

【15．建築物全体のエネルギー消費性能】
【イ．非住宅建築物】
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ｉ)の基準
外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ｉ)の基準
外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

（第三面）

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

［建築物に関する事項］

（略）

【６．建築物の用途】　□一戸建ての住宅　□共同住宅等
□非住宅建築物
□複合建築物

（略）

【11．法附則第３条の適用の有無】　□有　□無
竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

【12．基準省令附則第２条の適用の有無】　□有　□無
認定を受けた所管行政庁の名称（　　）

【13．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】　□有　□無
竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

（略）

【15．建築物全体のエネルギー消費性能】
１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
□外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外
２．一次エネルギー消費量に関する事項
（１）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
□基準省令第１条第１項第１号イの基準　□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（２）住宅又は複合建築物の住宅部分
□基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準
共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　GJ/年）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（３）複合建築物
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年